

# 8月30日「特別警報」開始

気象庁では、大雨や暴風、

高潮、地震、津波などにより

重大な災害の起こるおそれが

ある時に、警報を発表して警

戒を呼びかけています。より

重大な災害による危険性が高

まった際には、特別な警戒を

呼び掛けるため、新たに「特

別警報」を発表します。

特別警報の対象とする現象

は「東日本大震災」や「伊勢

湾台風」などです。鹿児島県

内に大きな災害をもたらした

事例では、昭和20年9月の「枕

崎台風」、平成5年9月の「台

風第13号」、平成5年8月豪

雨」、平成18年7月の「鹿児

島県北部豪雨」などが該当し

ます。

津波については、3mを超

える津波が予想される場合に

発表する大津波警報を、火山

噴火については、居住地域に

重大な被害を及ぼす噴火が予

想される場合に発表する噴火

警報（レベル4以上）を特別

警報と位置づけ、従来の名称

のまま発表する予定です。

特別警報が発表された場合、

お住まいの地域は数十年に一

度しかないような非常に危険

な状況にあります。屋外の状

況や、避難指示・勧告などに

留意し、避難所へ避難するか、

屋内の比較的安全な場所にと

どまるかなど、すぐに命を守

るための判断や行動をとって

ください。

また、従来の警報はこれまで

でと変わりなく、重大な災害

の起こるおそれがあるときに

発表します。大雨などの際は、

時間を追って発表される注意

報、警報やその他の気象情報

を活用して、早めの行動をと

ることがあなたや家族の命を

守ります。

特別警報は、テレビやラジ

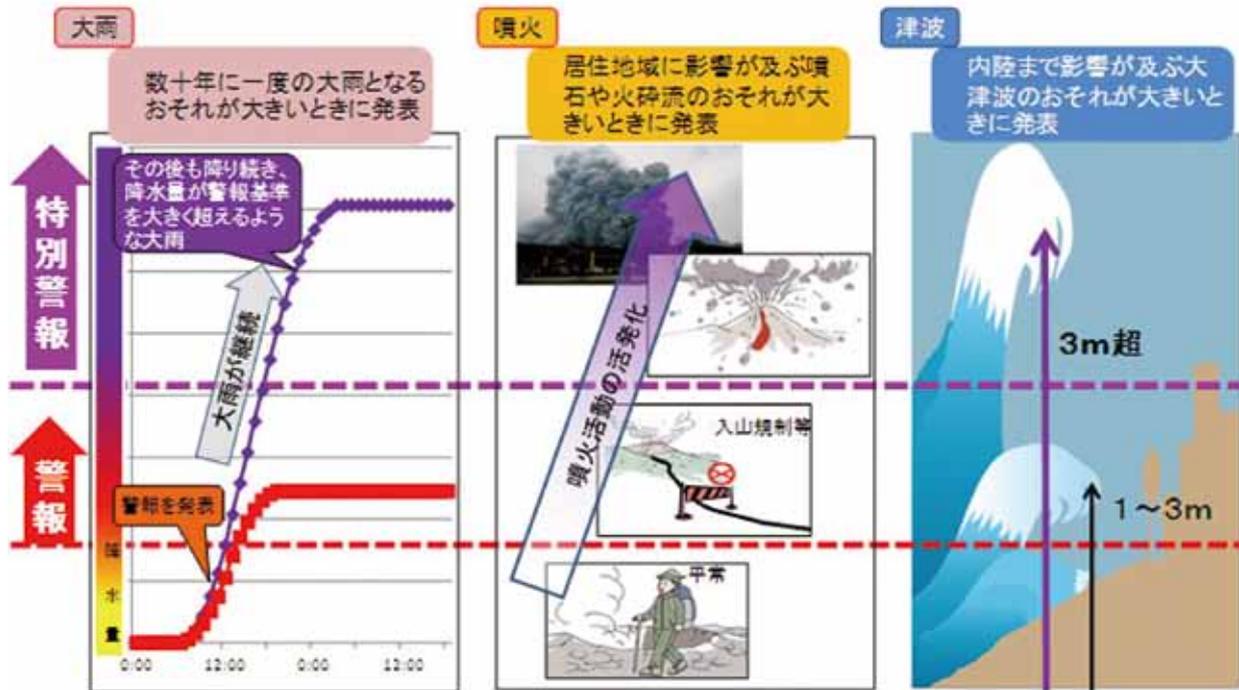
オ、防災無線などで伝えられ

ます。

## ◎問い合わせ先

鹿児島地方気象台防災業務課  
☎099(250)9919

## 「特別警報」イメージ



※特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご覧いただけます。  
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/index.html>